



中国・外債管理手続の厳格化について

北陸銀行 国際部
上海駐在員事務所
陳 潔

1. はじめに

国家発展改革委員会は2023年1月5日付けで「企業中長期外債審査登記管理弁法」^(※)を公布し、2023年2月10日より施行されました。この法令により、1年超の外債管理が届出登記制から審査登記制へと厳格化され、「企業借用外債審査登記証明」の取得が必要となりました。新規の審査が完了するまでには3ヶ月以内とされており、従来に比べ手続きに時間を要する懸念が生じております。

	変更内容
変更前	外債発行前(借入実行を含む)に国家発展改革委員会への備案(届出)が必要。 (資金の引き出し10日以内に国家発展改革委員会に対して情報を報告)
変更後	外債資金の引出し前に「企業外債借入審査登記証明」の取得が必要で、未了の場合は外債資金の引出しは不可。 企業は「企業借用外債審査登記証明」に基づき、外貨登記、口座開設、資金受払と換金、資金の使用等の関連手続きをする必要がある。

(※) 『企業中長期外債審査登記管理弁法』

本弁法でいう企業中長期外債(以下「外債」)は、中国国内の企業及びその支配する国外企業又は支店を対象とし、海外からの借り入れに対する元本または外貨計算において、約定通りに元本を返済し利息を支払う必要がある1年超の債務を指す。外債発行の前に、「企業借用外債審査登記証明」を取得し、審査登記手続きの完了が必要であり、審査登記を経ていないものは、外債を発行してはならない。この弁法は2023年2月10日より実施される。企業は国内持株企業本部(本社、本店等)より国家発展改革委員会に申請書を提出し、関連書類を添付する。

申請書は主に以下の内容を含むべきとされる：

- ①企業の基本状況、既存外債及びコンプライアンス状況
- ②外債発行の必要性、実行可能性、経済性と財務持続可能性
- ③外債の発行計画、通貨、規模、金利、期限、債務種類、保証またはその他の信用増進措置、資金調達用途、資金還流状況及び外債発行作業計画
- ④外債元利返済計画及びリスク防止措置
- ⑤企業が外債を発行する真実性承諾書

2. 外貨管理局や中国・金融機関の実際の運用状況（2023年2月22日時点）

実際に、当事務所管轄のいくつかの外貨管理局(上海周辺の蘇州市・常熟市・寧波市、広東省、武漢市など)や中国の金融機関に問い合わせをしたところ、厳格に適用しているところはなく、従来と変わらない、具体的な運用通知を受けていないとの回答もあり、一律適用となっていないのが現状です(以下確認事項を記載)。

<外貨管理局への問い合わせ>

【質問事項】企業中長期外債審査登記管理弁法により2月10日より外債登記は国家発展改革委員会へ申請する必要があるが**必要書類や手順に変更はありましたか？**

地域	回答
蘇州市	(2023年2月20日現在)外貨管理局の手順、資料は変わっていません。国家発展改革委員会の資料があれば、提供してください。国家発展改革委員会の審査をおすすめします。銀行口座開設時、入金時問題が発生する可能性があります。
常熟市	(2023年2月20日現在)今のところお知らせを受けていません。今まで通りです。
寧波市	(2023年2月20日現在)外貨管理局の手順、資料は今まで通り。銀行側で必要かもしれないので、各銀行に問い合わせた方がよい。
広東省	(2023年2月22日現在)今のところお知らせを受けていません。今まで通りです。(国家発展改革委員会からの資料を受け取るという指示がありません)
武漢市	(2023年2月22日現在)今のところお知らせを受けていません。「では、今まで通りですか？」と聞くと、具体的な状況に応じて対応するとの回答。

<現地金融機関への問い合わせ>

【質問事項】企業中長期外債審査登記管理弁法により、2月10日より外債登記は国家発展改革委員会へ申請する必要がある。必要書類や手順に変更はありましたか？制度変更に伴う資料(国家発展改革委員会から)をもらわないと銀行の口座開設や入金に影響がありますか？

所属	地域	回答
中国系A銀行	上海市	今のところお知らせを受けていません。今まで通りです。必要書類は下記の通り。 ①締結状況表(中:【 签约情况表 】) ②業務登記資料(中:【 业务登记凭证 】) ③借入契約(中:【 借款合同 】) 注:①と②は外貨管理局承認後の入手書類
日系B銀行	上海市	変更後、新たな形での書類取受ではなく、変更前からあった外債登記等を徴収し確認
日系C銀行	南通市	現時点では取扱いがなく、他行の状況を確認中
日系D銀行	上海市	外債口座の開設において現時点では新たな「企業外債借入審査証明」は取得していない

3. おわりに

実際に、従前通りの外債登記手続きを行ったところ「企業借用外債審査登記証明」がないため登記手続きが遅延した事例が発生している一方で、上記の通り外貨管理局の実務対応上は変更を行っていないと回答するところが見受けられます。中国では、法律の規定と実際の運用が一致しないケースがよくみられますので、外債手続きを行う必要がある場合は早めに関係機関に手続きを確認されることをおすすめいたします。

<ご注意> 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容については、ご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp